

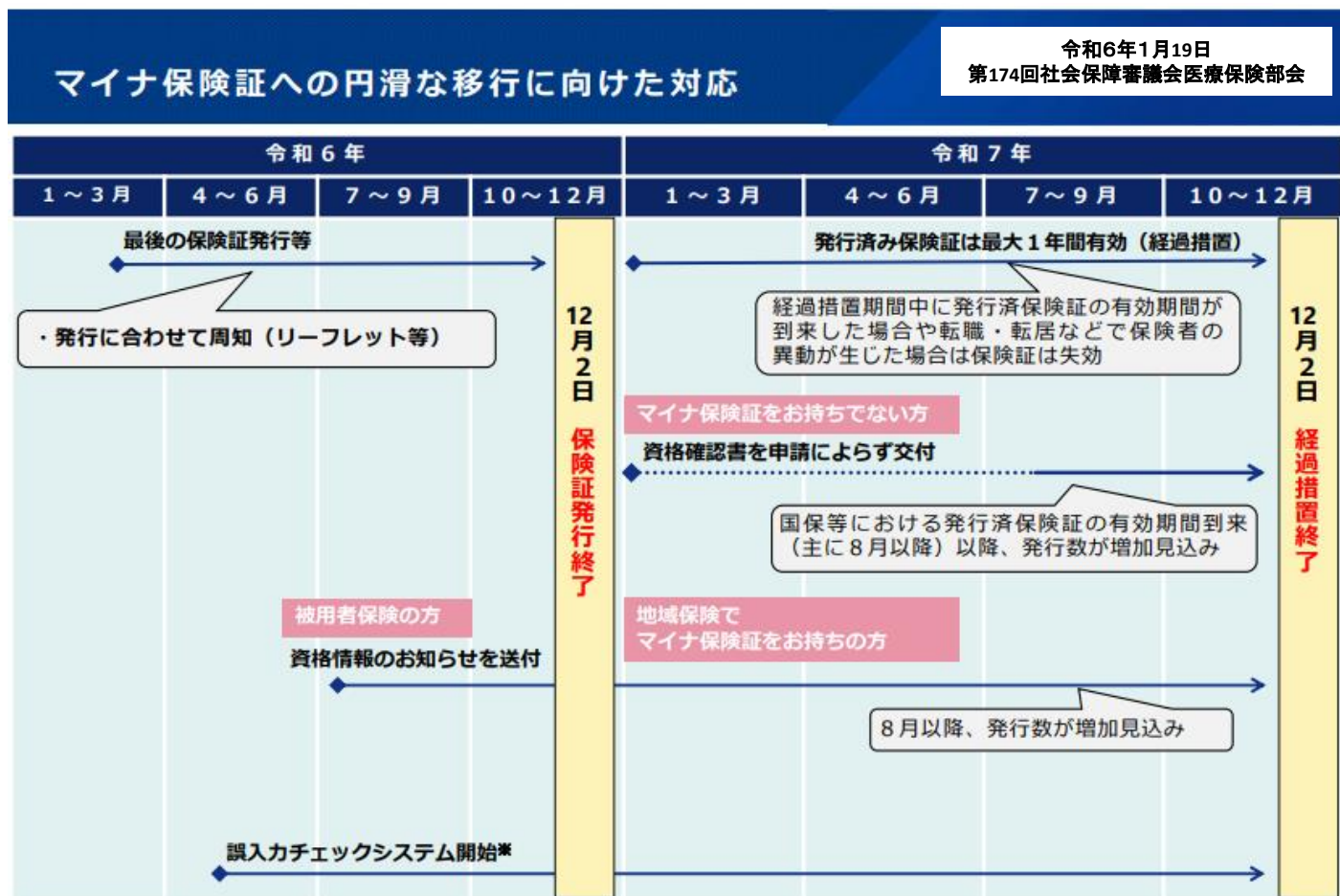
# マイナ保険証への円滑な移行 に向けた対応について

令和6年3月21日

全国健康保険協会

# マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応

- 現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。
- マイナ保険証への円滑な移行に向け、①マイナ保険証の利用促進②資格確認書の切れ目ない交付等制度改正に伴い必要となる事務の円滑な実施③登録済データ全体の確認等マイナ保険証の不安払しょくに向けた取り組みを進めていくことが必要。



※ データ登録時に全件住民基本台帳のデータと突合

# マイナ保険証利用促進

## 【現状】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係法令に基づき、本年の12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになる。

しかし、マイナ保険証の利用状況は、令和5年12月で**4.29%**と低調であり、更なる利用促進を図ることが喫緊の課題である。

こうした状況を踏まえ、今般、厚生労働省保険局長通知「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて」（令和6年1月24日保発0124第5号）により、保険者に対して以下の実施が求められた。

- ① **マイナ保険証利用率の目標設定**
- ② **限度額適用認定証等を契機とした利用勧奨**
- ③ **あらゆる機会を通じた利用勧奨**

# マイナ保険証の利用促進に向けた取組

厚生労働省保険局長通知を受けた協会の対応は以下のとおり

NO	項目	協会での対応
①	マイナ保険証利用率の 目標設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・後期高齢者支援金の加算・減算制度にて本年11月末時点のマイナ保険証の利用率が50%を超えた場合に総合評価の加点対象とされることも参考に、令和6年11月末時点のマイナ保険証利用率の目標値を設定することを求められている。</li><li>・協会としては、国から示された「目安」である50%を目標値として設定することとした。</li></ul>
②	限度額適用認定証等を契機とした 利用勧奨	<p>(主な取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページにおいて、限度額適用認定証について説明している箇所において、マイナ保険証の利用を勧奨する。</li><li>・限度額適用認定証交付時のマイナ保険証の利用を促すリーフレットを同封する。</li><li>・医療費のお知らせ、被扶養者資格再確認リーフレット等でも周知を実施する予定</li></ul>
③	あらゆる機会を通じた利用勧奨	<p>(主な取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被扶養者資格再確認調査書類に同封するリーフレットへの記事掲載</li><li>・マイナンバー特設ページの開設</li><li>・納入告知書同封リーフレットの作成・送付・医療費通知及びジェネリック医薬品軽減額通知へのチラシの同封</li><li>・支部窓口へのマイナ保険証関連チラシの設置やポスター掲示</li><li>・保険証交付時にマイナ保険証関連チラシの同封</li><li>・郵送物へのマイナ保険証関連チラシの同封</li><li>・事業所訪問時（健康宣言の訪問勧奨、特定保健指導実施、出前講座等）のマイナ保険証関連チラシの配布</li><li>・名刺へのPRイラストの掲載</li><li>・職員に対するマイナ保険証利用の呼びかけ</li></ul>

# マイナ保険証の利用実績

## オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和6年2月))

令和6年3月14日  
第176回社会保障審議会医療保険部会

- 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年2月)は以下のとおり。  
※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	5.16% (+0.64%)
青森県	3.13% (+0.25%)
岩手県	6.20% (+0.42%)
宮城県	4.86% (+0.39%)
秋田県	3.76% (+0.60%)
山形県	4.58% (+0.71%)
福島県	6.26% (+1.08%)
茨城県	6.32% (+0.97%)
栃木県	5.70% (+0.81%)
群馬県	5.68% (+0.54%)
埼玉県	4.56% (+0.34%)
千葉県	5.51% (+0.42%)
東京都	4.88% (+0.23%)
神奈川県	4.97% (+0.30%)

全国	4.99% (+0.39%)
----	----------------

都道府県名	利用率
新潟県	6.47% (+0.98%)
富山県	7.26% (+1.49%)
石川県	7.25% (+1.11%)
福井県	7.69% (+0.85%)
山梨県	4.26% (+0.36%)
長野県	4.09% (+0.51%)
岐阜県	4.43% (+0.37%)
静岡県	5.40% (+0.27%)
愛知県	3.71% (+0.15%)
三重県	4.77% (+0.23%)
滋賀県	5.70% (+0.31%)
京都府	5.37% (+0.48%)
大阪府	4.77% (+0.24%)
兵庫県	4.97% (+0.31%)
奈良県	5.36% (+0.24%)
和歌山県	3.22% (+0.22%)

都道府県名	利用率
鳥取県	7.58% (+0.39%)
島根県	6.19% (+0.59%)
岡山県	4.67% (+0.25%)
広島県	5.19% (+0.34%)
山口県	5.42% (+0.59%)
徳島県	3.43% (+0.28%)
香川県	5.46% (+0.68%)
愛媛県	3.14% (+0.49%)
高知県	4.16% (+0.42%)
福岡県	4.70% (+0.20%)
佐賀県	5.44% (+0.33%)
長崎県	5.27% (+0.55%)
熊本県	5.85% (+0.33%)
大分県	3.89% (+0.22%)
宮崎県	7.23% (+0.58%)
鹿児島県	8.96% (+0.52%)
沖縄県	2.56% (+0.25%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数  
(括弧内の値は令和6年1月の値からの変化量(%ポイント))

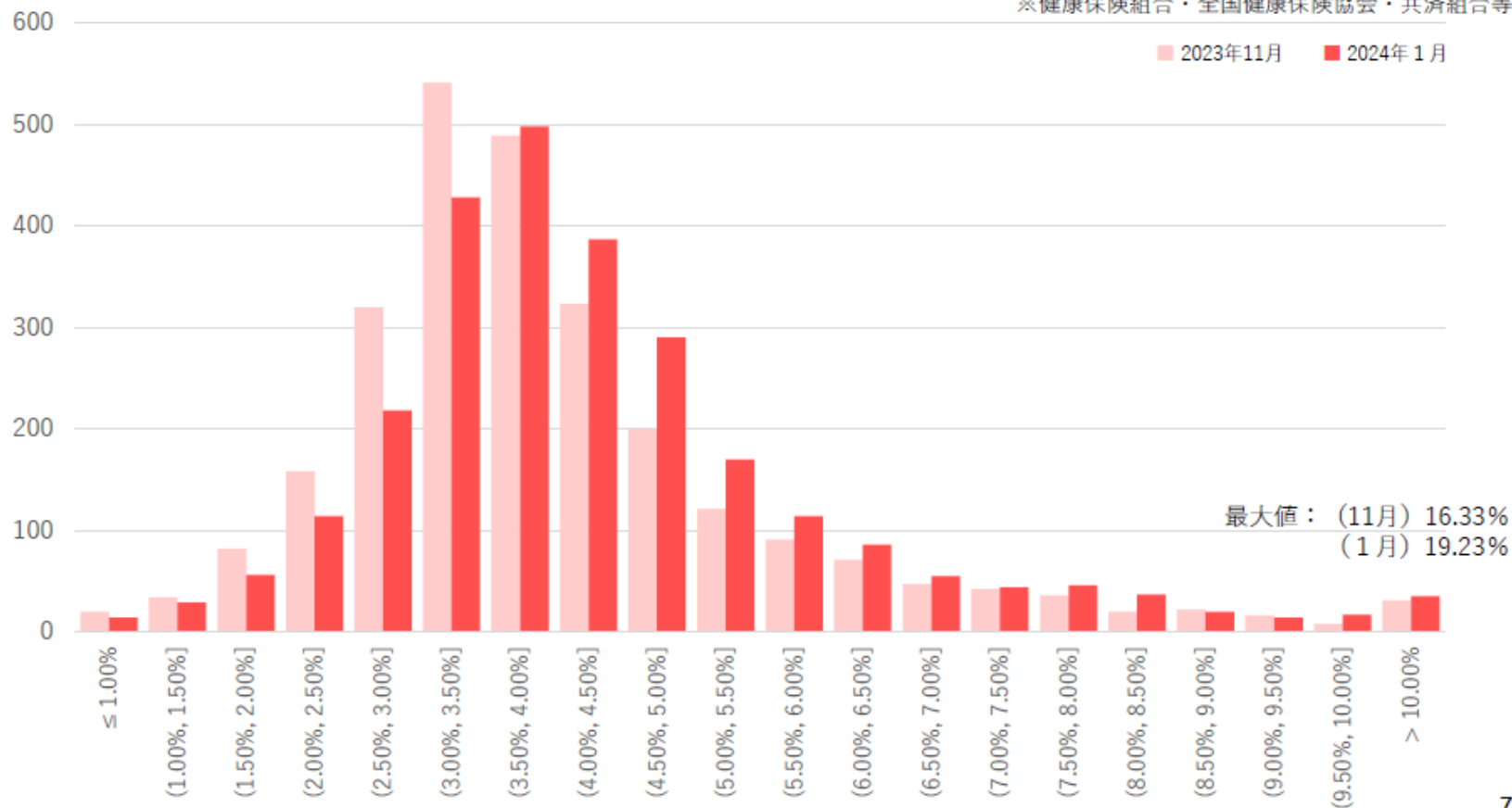
# マイナ保険証利用率

## 2024年1月のマイナ保険証利用率（被用者保険）

令和6年3月14日  
第176回社会保障審議会医療保険部会

### 2024年1月のマイナ保険証利用率（被用者保険）

※健康保険組合・全国健康保険協会・共済組合等



利用率：(分子) 2024年1月のマイナ保険証によるオンライン資格確認利用人数（名寄せ処理後）  
(分母) 各医療保険者等で受け付けた外来レセプト枚数（2024年2月請求分）

※保険者番号（支部等）ごとを集計し、加入者10人未満のものは除外  
※医療保険情報提供等実施機関データ等により厚生労働省において算出

# マイナンバーコールセンターの設置について

## 【概要】

現在、オンライン資格確認に関して加入者から支部への問合せが増加している状況にあり、支部からも専用コールセンターの設置を望む声が多く寄せられている。

さらに、令和6年12月に予定されている「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」の施行にあたり、**令和6年9月に「資格情報のお知らせ」の一斉送付、令和7年9月以降、既加入者に対する「資格確認書」の一斉送付**を予定しており、関連する問合せの増加かつそれぞれの発送時に問合せが集中されることが予想される。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化の円滑な移行に万全を期すのみならず、**協会全体の業務運営に支障を来さず、加入者サービスの低下を招かぬよう、コールセンターの設置**を行う。

## 【設置期間】

**令和6年9月1日から令和8年2月28日**

（「資格情報のお知らせ」を送付する令和6年9月から、健康保険証とマイナ保険証の併用期間の終了する令和7年12月から2か月後までを設置期間とする。）

## 【外国語対応】

対応言語は原則として日本語とするが、国際化の視点から、日本における外国人労働者の状況をふまえて多言語による問合せにも対応する。対象とする言語は、**英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語**とする。利用する通訳サービスについては加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話による対応を想定している。

# 登録済データ全体のチェック

## 登録済データ全体のチェック

令和6年1月19日  
第174回社会保障審議会医療保険部会

- 登録済データ全件をJ-LIS照会し、不一致(≠誤登録)の内容により情報閲覧を停止(下記①・②)  
原則4月までに保険者等による確認を終了し、確認済のものから順次閲覧停止を解除
- 3月以降、資格情報のお知らせ送付時や保険証の更新時等に、保険者が把握している加入者情報(個人番号の下4桁等)を送付

	令和5年		令和6年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～
生年月日・性別不一致 (①)	保険者等による確認作業 ①生年月日・性別不一致：2,779件 ②氏名等不一致：約139万件 ※ 外国籍者の表記方法の違いや外字、居所による住所登録等による不一致が大半(試行実施の結果に基づく誤登録の推計値：約450件) ※ ①、②及び資格喪失済データ(約450万件)を閲覧停止 ※ 確認済件数：51.5万件(R5.12.25時点) 検知された誤登録件数：71件(試行実施で検出されたものを含む)						
氏名の不一致等 (②)							
全加入者 (*)	全加入者に対して個人番号下4桁を送付						
	・被用者保険：資格情報のお知らせ送付時 ・地域保険：保険証の更新時 等						

\* 個人番号未提出者等については別途対応

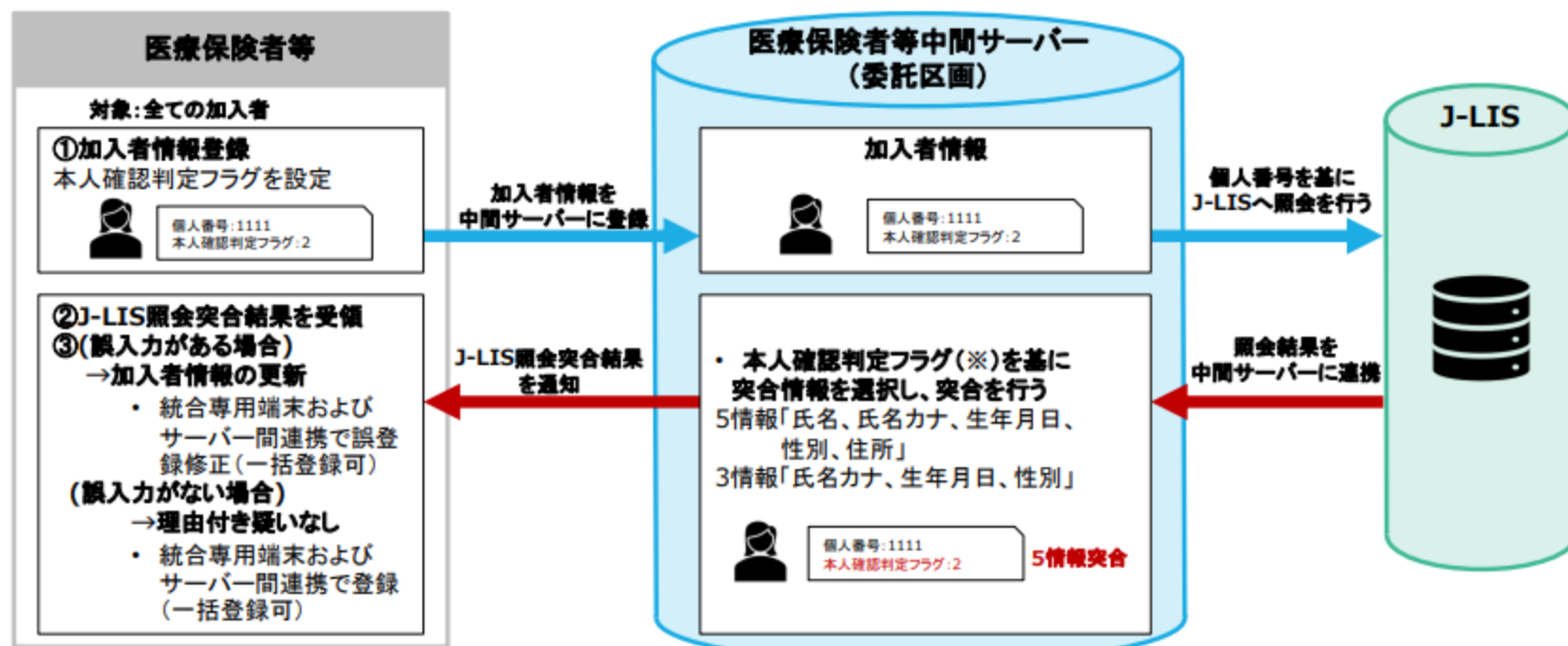


# 誤入力チェックシステムの改修について

## 誤入力チェックシステムの改修について

令和6年1月19日  
第174回社会保障審議会医療保険部会

- 現行の誤入力チェックシステムを改修し、保険者が医療保険者等向け中間サーバーに登録する加入者データについて、全件、住民基本台帳情報と照合（J-LIS照会）。
- 照合の結果、不一致があった場合には、保険者による確認・修正がなされるまで、オンライン資格確認等システムへの閲覧を停止。
- 令和6年5月上旬から運用開始予定。



※ 5 情報での突合が原則であるが、被用者保険において資格取得届にマイナンバーの記載があった加入者の登録データ及び後期高齢者医療制度において住民基本台帳情報ファイルより加入者データを登録したものは、3 情報での突合が可能。